

平成23年度第4回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

(開催日時)

平成24年1月25日(水) 14時00分～16時00分

(開催場所)

青森県庁 西棟8階大会議室

(会議次第)

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 行政改革・危機管理監あいさつ
- 4 委員・専門委員等の紹介
- 5 委員長選出
- 6 議事
 - (1) 地方独立行政法人制度の概要について
 - (2) 公立大学法人青森県立保健大学について
 - (3) 地方独立行政法人青森県産業技術センターについて
 - (4) 業務実績評価の進め方について
 - (5) 役員の報酬等の支給基準の変更について
- 7 閉会

(出席委員等) 青木委員、石田委員、久保委員、昆委員、吉井委員、栗野専門委員、井口専門委員、豊川専門委員(8名)

(県出席者) 総務部 小寺行政改革・危機管理監
総務部行政経営推進室 佐藤室長 ほか
健康福祉部健康福祉政策課 馬場課長 ほか
農林水産部農林水産政策課 長根課長 ほか

(法人出席者) 青森県立保健大学 リボウイツツ理事長 ほか
青森県産業技術センター 唐澤理事長 ほか

(委員長選出) 委員の互選により昆委員を委員長に選出
職務代理者には久保委員を指名

(議事要旨)

1 地方独立行政法人制度の概要について

- 昆委員長：それでは議事に入ります。最初の議題ですが、地方独立行政法人の概要について事務局から説明をお願いします。
- 行政経営推進室：(資料1-1～資料1-2に基づき説明)
- 昆委員長：ただ今、事務局の方から地方独立行政法人の概要について説明していただきましたが、ご質問等ございませんか。それでは、今説明がありましたように、当委員会の趣旨等を踏まえ、私たち委員は審議を行っていきたいと思います。
つきましては、今説明のあったとおり、具体の作業が始まるのは6月に入るあたりからとなりますので、日程調整などについて改めて委員の皆様にお伺いして、会議のご案内をしたいと思います。そして、大体8月中でほぼ評価の全体を作り上げるということではよろしいでしょうか。
- 行政経営推進室：委員長からお話がありましたように、出来るだけ早く日程調整をさせていただきまして、委員の皆様全員が出席できるよう準備を進め、ご案内したいと思います。また、8月中に評価結果をまとめ、その評価結果を9月の定例県議会に報告するというスケジュールを組んでございますので、8月中に評価のとりまとめをお願いしたいと考えているところです。

2 公立大学法人青森県立保健大学について

- 昆委員長：続きまして、各法人の概要説明に入ります。まず、最初に県立保健大学の説明をお願いします。
- 健康福祉政策課：(資料2-1に基づき説明)
- 県立保健大学：(資料2-2に基づき説明)
- 昆委員長：保健大学の説明がありましたけれども、中期目標、中期計画の概要のみならず、最近の大学の成果も含めて具体的に説明いただきました。それらにつきまして、何かご質問等ございませんか。
独法化を機に、現場との協力を強化して、具体的な取組の中でだいぶ成果を挙げて来てるように見受けられますが。
- 県立保健大学：外部資金の獲得がだいぶ進んできたことと、教員の評価ということでは、教育の質を上げるという点において、先生方は学生からも評価されるし、上司からも評価されるということで、ピア評価がだいぶ馴染んできたという感覚を持っています。
- 昆委員長：外部資金について、科学研究費の採択率とか合計の金額とかはどのような状況ですか。
- 県立保健大学：科学研究費については、45件のうち採択されたのは18件で大型の研究費を結構取れています。この件数には企業からの20万円とか50万円とかの小さいものは含んでいません。
- 昆委員長：他に委員の皆様から何かございませんでしょうか。

3 地方独立行政法人青森県産業技術センターについて

- 昆委員長：続きまして、産業技術センターについて説明をお願いします。

- 農林水産政策課：(資料3-1に基づき説明)
- 産業技術センター：(資料3-2に基づき説明)
- 昆委員長：産業技術センターの説明がありましたけれども、これらにつきまして、何かございませんでしょうか。
- 久保委員：産業技術センターの仕事の範疇についてですが、商品化前までなのかというところも含めて教えて下さい。
- 産業技術センター：当初は、商品化まででいいと思ってたんです。我々が研究開発をして、それを業者さんに教え商品化するということまででいいと思ってたんですが、知事から売れる商品を作りなさいと言われてまして、今は、販路開拓とか売れるところ、どうやったら売れるかというところを業者さんと一緒になって取り組んでいます。特に今年度は県の協力を得まして、青森のさくら野デパートの前にアレツラというお店を作り、今までセンターで開発した商品を実際にそこで売ってみて、どのような商品が売れるか、そこでマーケティングを実施しているところです。これからは、商品化だけでなく売れるところまでやるということにしています。
- 久保委員：研究員の方は理工系の方だけではなくて、今度はマーケティングとかそういう研究員も配置するんですか。
- 産業技術センター：元々売るところまで考えてなかったのが、今の研究員はマーケティングの専門の方とかいないんですが、弘前地域研究所でデザインについて研究している研究員がいることもあり、これからはマーケティングとか解る方についても受け入れていて本当の売れる商品づくりができたらと思っております。
- 昆委員長：ほかにございませんでしょうか。なければ、ここで法人の説明が終わりましたので休憩を挟みます。

4 業務実績評価の進め方について

- 昆委員長：会議を再開いたします。事務局から平成23年度業務実績の評価の進め方についてお願いします。
- 行政経営推進室：(資料4-1～4に基づき説明)
- 昆委員長：ただいま、評価の進め方ということで説明いただきましたけれども、実際、法人のヒアリングを行い、この百何十項目かにわたって説明をいただいて、その都度質問等を取るといのはなかなか困難なので、事前に評価委員の中でいろいろ意見を出し合って、ここは注意しなければいけないだろうという項目等をあらかじめ抽出しておき、そこを中心にヒアリングを行っていくということで、評価の充実と効率化を図ろうというところが前とは違うところかと思えますけれども。初めて委員になられた方は、こういう方法でよろしいかどうか、また、以前から委員の方は、変更になったところを踏まえまして、ご質問とかご意見がありましたらお願いします。
- 青木委員：今回初めてなんでイメージがわからないんですが、小項目評価票の中期計画の項目なんですが、昨年度までの内容と全く同じで、年度計画のところだけが変わるというイメージでよろしいでしょうか。
- 行政経営推進室：基本的にはそういうことで認識していただいてよろしいです。
- 青木委員：そうしますと、昨年度まで評価なされた委員の皆様と、今年初めてこの中期計

画を見て年度計画を評価する委員では、評価の感覚というか見方が違うような気がするのですが、それについては、昨年度までの評価を踏まえるということではなく、今年度の内容で評価するということよろしいでしょうか。

○行政経営推進室：それぞれの中期計画の進捗状況で評価していただくということで、先ほども説明したところですが、その計画の中で今年度どこまで計画を実施していくのかというところが年度計画に記載されているところです。まず、その当該年度の実施計画に定めた業務が、その年度に実施されてるかどうか小項目毎に評価をしていただきます。例えば、昨年度に定めたところまで実施されなかった場合は、そこも含めて業務実績として出てくるのでそこも踏まえて判断していただきたいと思っております。その年度に何をやるのかというのが年度計画に記載されておりますし、また、どの程度までやられたかというのが業務実績の欄に記載されてございますので、しっかりと実施されたかというところでAなりBなり、またはSなりの評価をしていただくこととなります。

○昆委員長：例えば、わかりやすい数値目標が出てるところで、保健大学さんの例を出して言いますと、何かの国家試験の合格率を高めるという目標があって、それが昨年度は合格率90%にしますという目標があり、十分達成した。だから今年度は95%に目標を立てたという、昨年度は昨年度の実績として、今年度はその95%という目標を達成したかどうかそういうふうなことだけで判断すればいいという。95%という目標を立てて100%合格をさせましたということになると、それは極めて結構です。そんなふうな数値目標があると評価しやすいんですね。

○行政経営推進室：委員長には、大変わかりやすい説明で助けていただいた訳ですが、例えば、計画の最終の年度までには100%を達成するという目標で、徐々に上げていくとした場合について、昨年度は目標が90%で実績が92%だったので評価をAとし、今年度の目標を95%まで上げたけれども実績が93%だったときに、AとするかBとするか見解が分かれるところだと思います。この場合は、少なくとも昨年度から上がっているからという判断をするのか、若しくは今年度の目標である95%を達成してないからという判断をするのかということになりますが、基本的にはその年度でどこまでやるかというところで判断をいただくこととなります。

○昆委員長：ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、それでは説明があった方向で今年度の評価を進めて参ります。

5 役員の報酬等の支給基準の変更について

○昆委員長：それでは、最後の議題となりますが、役員の報酬等の基準の変更について保健大学から説明をお願いします。

○健康福祉政策課：(資料5-1に基づき説明)

○昆委員長：ただいまの説明につきましては、県の方で人事院勧告に基づいて給与改定があって、その内容に準じて理事長の給料を引き下げるというようなことだと思いますけれども、ここでいう指定職棒給表というのは、公務員や大学の一般職員の給料表とは別に認められているもので、それに準じて保健大学の理事長の給料も定められている訳ですけれども、その指定職の給料も人事院勧告で変更があったということでございます。

これにつきまして、ご意見とかございますでしょうか。特にございませんようでした

ならば、委員会としては理解をしたというこでよろしいでしょうか。

それでは続きまして、同様に役員の報酬等の基準の変更について産業技術センターからお願いします

○農林水産政策課：(資料5-2に基づき説明)

○昆委員長：先ほどと同じ理由で、役員報酬の改定ということですがけれども、これにつきましてご意見がございましたらお願いします。特になければ意見なしということにさせていただきます。

以上で議事は終了でございます。ご苦勞様でした